

判例研究

電動車いすを購入する権利

長尾 英彦

福岡地裁 平成27(2015)年2月9日判決(賃金と社会保障1632号45頁)

[事案の内容]

X(原告)は、1989(平元)年生まれで、単心房・単心室(通常、人の心臓には2つあるはずの心房・心室が1つしかなく、心臓の中で静脈血と動脈血が混じってしまい、血液中の酸素が足りなくなる)及び肺動脈閉鎖の原傷病による心臓機能障害があり、1990(平2)以来、身体障害者1級の認定を受けている。

小学校、中学校及び通信制高校は、両親の送迎により通学し、校内では階段を使わない範囲で自力歩行をしていた。2010(平22)年4月、写真撮影の専門学校へ入学したが、電車及び徒歩(後述するように、一度に自力で歩けるのは200メートルが限度)による通学や課外活動の心臓への負担が大きく、退学せざるをえなかった。その後、写真の勉強をするために、県内の大学の公開講座に通うなどして、コンテストや美術展に出展し、大学の先生からは写真の個展開催を勧められるなどしている。

Xの主治医は、Xの心臓について、「障害のない者が100メートルを全力疾走した直後の状態がXの通常の状態である」と評し、Xには電動車

いすが必要であると診断していた。

主治医は、Xの活動能力について、「家庭内での極めて温和な日常生活活動には障害がないが、それ以上の活動では心不全症状もしくは狭心症症状がおこる……」などとし、電動車いすの使用によって「活動範囲が広がる。そのことによりQOL [生活の質の快適さ：引用者註] の維持向上が期待できる」との好意的な意見を記していた。

2011(平23)年10月23日、Xは、主治医の診断書等を添付して、市福祉事務所長に対して電動車いす補装具費支給申請を行なった。その後の県障害者更正相談所による調査では、Xは連続して200メートル程度の歩行は可能であること、5分程度の連続歩行によりチアノーゼ(酸素不足により皮膚、爪などが青白く変色する)が出現するが、休息を取り入れながらであれば歩行は可能であること等が記録されている。

市福祉事務所長は、上記調査結果を受け、Xに対する電動車いすの支給を「不承認」とし、2012(平24)年3月6日、Xの申請について却下処分をした。

この時点では、Xに対して却下処分の理由は示されず、市に問い合わせても具体的な回答がなかったため、Xとその家族は、2012(平24)年4月6日、市長に対して審査請求を申し立てた。同年7月24日、棄却裁判が出されたが、処分庁ないし更正相談所の判断を是認するのみで、やはり具体的な理由は示されず、Xやその家族が納得できるものではなかった。

そこで、Xは、上記却下処分の取消、購入費用(約40万円)の支給の義務付け、上記棄却裁判の取消などを求めて提訴した。

[関連法令等]

- ・ 障害者基本法(平成23年8月5日法律第90号。但、Xの申請時点のものであるので、同24年5月21日施行の改正法以前のもの。以下同様)1条

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

・ 障害者自立支援法(現 障害者総合支援法 以下同じ) 1条

この法律は、障害者基本法……の基本的な理念にのっとり、……障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

・ 同 5条20項 [現 23項]

この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。[下傍線は引用者]

・ 同 76条1項

市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者……に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。[但書略]

・ 同 76条3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更正相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

[判 決]

福岡地裁は、以下のように述べて、原告の却下処分取消請求、購入費用支給の義務付けの請求を認容した⁽¹⁾(棄却判決の取消請求については、同判決自体に固有の瑕疵がないとして棄却した)。

「……障害者自立支援法の規定に照らすと、同法は、障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解するのが相当である。

したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等

によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法になるというべきである。」

「……補装具費支給の可否を判断するに当たり考慮すべき事情は、第一に障害者の身体の状態というべきであるが、上記各法〔障害者基本法、障害者自立支援法：引用者注〕の趣旨目的に照らせば、当該身体の状態により当該障害者が日常生活又は社会生活を自立して営むことがどれ程困難となっているかといった観点から、当該障害者の生活状況等についても考慮するべきである。」

「……福岡県更正相談所は、原告が連続して5分間、200メートル歩行できることを前提に、原告に一定の歩行能力があると判断しており、このことが原告にとって電動車いすの必要性が低い旨の本件判定の主要な理由となっていると認められる。

しかし、原告の自宅から最寄りのスーパーマーケットであるFまで、片道最短でも240メートルの距離がある……。福岡県更正相談所が把握した原告の歩行能力では、自宅からだどり着くことさえできず、まして、買い物をするためには店内を歩き回る必要があり、帰路には荷物を抱えて往路と同じ距離を移動しなければならない。したがって、当該距離を考慮すれば、原告は一人では日用品の買い物ができず、この観点からは日常生活を自立して営めないと評価せざるをえない。」

「また、……原告の自宅から200メートル以内の道のりで到達できるところに、銀行等の金融機関や、選挙の際に投票所となる学校又は公民館といった、日常生活又は社会生活を営む上で通常訪れる施設の使用は認められないが、福岡県更正相談所は原告の自宅周辺200メートルの範囲内にどのような施設があるかを検討してはいない……。」

「さらに、……原告が電動車いすを使用する場面として想定している買い物や写真撮影は、目的の物や被写体、アングルを探して動き回ることが当然に予定されるところ、原告が、目的地に到着してから連

続する200メートルの歩行…を前提とした行動半径ではこのような目的を達成できるとは考え難く、適宜休憩を挟もうにも、それに応じた休憩できる設備があるとは限らないからである。

以上の事情を考慮すれば、連続して5分間、200メートルを限度とする歩行能力を有する原告が、著しい困難なく日常生活ないし社会生活を自立して営めたとは到底いえない。」

「…原告の父は5級に該当する両下肢障害を有して [いるので]、…原告が家族と同居しており、普通型車いすで外出する際に手押しによる介助を受けることができたことは間違いないが、そのような介助が見守りの趣旨で家族が同行する全ての原告の外出において行われていると判断するのは明らかに不合理であって、原告の母が同行できるときに限られていると評価すべきである。」

「…原告が本件申請の時点で就学していなかった原因は、原告の心臓の状態に起因する歩行能力の不足であったと認められる [ので]、…現に就労就学していないという事情のみを取り上げて、移動の必要性が就労就学している場合に比して低いと評価することは明らかに不合理である…。」

「…これらの評価の不合理又は事情の考慮不尽により、福岡県更正相談所は、独力では日用品を買いに行くという日常生活の基本的な行為も十分に行えない程度の歩行能力しか有していない原告に対し、一定の歩行が可能であり、電動車いすがなければ日常生活や就労、就学等が極めて困難とまではいえないと判断しているが、このような判断内容は、原告の身体の状態、生活環境等の諸条件その他の具体的な事情に照らし、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な給付その他の支援を掲げる障害者自立支援法の趣旨目的に反し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。

したがって、福岡県更正相談所の本件判定に立脚した本件処分は、処分行政庁 [= 市福祉事務所長, 引用者注] に与えられた裁量権の範

圏を逸脱濫用した違法な処分であると認められる。」

[検 討]

結論は妥当であると思われるが、なお検討すべき点がある。

結論自体について、引用者が殊更にコメントを付す必要はないように思われる。

判決文が厳しく指摘しているとおり、更正相談所はまさに、原告がわずかばかり歩行できることを捉えて、「電動車いすは必要不可欠ではない」という判断を行なった。私たちは、一度に200メートルの歩行で、いったいどれほどのことができるというのであろうか。なるほど、自宅内での温かな動作程度ならば支障は無い、とはされているものの、これでは、「身体障害者は外出なんかしないで、ずっと自宅の中にいなさい」と言っているのも同然である⁽²⁾。

自宅からもっとも近いスーパーマーケットも、また、選挙の際に投票所となるであろう学校・公民館等の施設も、自宅から200メートルの範囲内にはない。しかしそのことを、更正相談所は調査すら、認識すらしていなかったというのであるから、まことにお粗末極まりないという印象をもつ⁽³⁾。そこには、身体障害者について、「自立した生活」とか「自己実現」とか「社会参加の機会の保障」などという発想は皆無である⁽⁴⁾。

確かに、わが国で「障害者の社会参加」というような議論がなされるようになってきたのは(残念だが)それほど昔のことではないにしても、「福祉の仕事に携わっている人であっても、そのような種々の問題に思いが及ばないものか」という念を強くする。

更正相談所側の言い分では、原告に電動車いすが支給されるのは、原告がまさに自宅内の日常生活すらできなくなったとき、ということになってしまう⁽⁵⁾。これでは何の意味もない。もとより、原告のような障害を抱

えて自宅外で活動することには危険が伴う。しかし、この点についても、原告は法廷で、「長く生きたいと思ったことはありませんし、長く生きることを特別に重要視したこともありません。……長く生きることよりも、活動範囲を広げて、中身の充実した人生を送りたいと思っています」と述べた、ということである。今回の判決は、こうした原告の思いを正面から受け止めたもの、と評価できるであろう。⁽⁶⁾

しかし他方、原告が主張していた「憲法上の権利としての社会参加の権利(憲法13条, 14条, 22条, 25条)」については、今回の判決では言及がなされなかった。⁽⁷⁾この点は、今後、同種の訴訟が提起された際に問題になりうるところであり、なお検討すべき点として注視したいところである。

[註]

- (1) 本判決の解説・評釈として、星野圭・賃金と社会保障1632号(2015)23頁、横田明美・同28頁を参照。また、原告本人による「意見陳述」同39頁、星野圭弁護士の「意見陳述」同42頁も併せて参照されたい。なお、「電動車いす支給命令 筑後市敗訴」西日本新聞2015(平27)年2月10日朝刊35面など参照されたい。

障害者自立支援法は、2012(平24)年6月に改正され、「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」へ移行しているが、内容は(名称に反して)前法の部分的な改正に止まっている。菊池馨実・中川純・川島聡編著『障害法』(成文堂, 2015)38-39頁[中川純・新田秀樹執筆]。

- (2) 星野圭・前掲(註1)解説[25-26頁]参照
 (3) 星野圭・同前, 横田明美・前掲(註1)評釈[33-34頁]など参照
 (4) 車いすの関係ではないが、障害者の介護保障請求権の問題として、障害者の外出のための「移動介護に係る居宅生活支援費」の支給量の上限が争われた(月124時間の移動介護量が認められていたのを、32時間ないし42時間へ削減された)「鈴木訴訟」において、東京地判平18.11.29賃金と社会保障1439号55頁は、行政側の支給決定処分の取消を認容した。支給決定と支給量の問題について、前掲(註1)『障害法』114-115頁[福島豪・永

野仁美執筆]。

- (5) 原告本人の「意見陳述」(前掲註1) [41頁] 参照
- (6) 星野圭・前掲(註1) 解説 [27頁] 参照
- (7) 星野圭・同前。障害者の移動の自由の保障の問題について、前掲(註1) 『障害法』82頁 [尾形健執筆] など参照。この点について、東京高判平21.9.30判例時報2059号68頁は、身体障害者が介護を受けて鉄道・バスに乗車する際、その介護者にも運賃の割引(5割)の制度があることを市の担当職員が教示しなかったことについて、情報提供義務違反がある(身体障害者福祉法9条4項2号 [現9条5項2号]) と判示した(てびき中に「第一種身体障害者(介護付)……五割」という記載があるだけでその旨が理解されうるとするのは無理である)ものであるが、この判決では、「人が社会生活を営むうえにおいて、用務のため、あるいは見聞を広めるため、移動することの重要性は多言を要しないところである。その意味で、移動の自由の保障は、憲法13条の一内容というべきものと解するのが相当である」(70-71頁。下傍線は引用者)と言明している点が注目される。

判決後の2月18日、被告の筑後市は、「原告の症状が申請時よりも悪化しているのだ」という理由で、判決に対して、2月18日、控訴しないことを決めた。西日本新聞2015(平27)年2月19日朝刊30面。

筑後車いす訴訟 市側は控訴せず 購入費支給へ	生まれつき重度の心臓病がある福岡県筑後市の■さん(25)に、同市が電動車いす購入費(約40万円)を支給しなかったのは障害者自立支援法(現障害者総合支援法)に反するとして支給を命じた福岡地裁判決について、同市は18日、控訴せず判決を受け入れると発表した。
■さんは単心房・単心室で一度に200以上を歩けない。普通の車いすは人に押してもう必要があるため、「1人でも外出したい」と2011年10月に電動車いす費の支給を筑後市に申請したが、却下され、12年11月に提訴した。	同市は控訴しない理由について、■さんが13年から酸素療法を始めると症状が悪化してからは「歩行による移動が困難になり、早期に支給を図るため」と説明している。

西日本新聞2015(平27)年2月19日 朝刊30面